

宮城県知事
村井嘉浩 殿

要望書

令和 3 年 5 月

宮城県市長会

宮城県の振興につきましては、平素から格別のご理解、ご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、県内14市をもって構成いたします宮城県市長会は、本年4月、書面表決により、宮城県市長会議を開催し、各市からの議案を審議し、要望事項として採択したところでございます。

つきましては、この実現方につきまして、特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

宮城県市長会 会長

大崎市長 伊藤康志

県に係る要望一覧

	要望・決議事項	頁
県への要望	東日本大震災からの復旧・復興に関する決議	1
	新型コロナウイルス感染症対策について	4
	原子力防災対策の充実強化等について	7
	地域医療の充実について	8
	医療費助成制度の充実強化について	10
	骨髓バンクドナー助成制度について	11
	不登校児童生徒対策の充実強化等について	12
	強い農業の基盤づくりと有害鳥獣対策の強化に向けた予算確保について	13
	みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について	14
	国道398号の整備促進について	16
	県央地域の交通網の整備について	17
	県南地域の交通網の整備について	18
	三陸沿岸部の道路交通網の整備について	19
	仙台塩釜港(石巻港区)の整備促進について	20
一級河川迫川流域に係る総合的な治水対策事業等の実現について	22	
宮城県における水道事業の広域化推進について	23	

※網掛は今回新たに要望する事項及び趣旨を新たにした要望事項

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災から 10 年が経過し、被災自治体においては、国内外の多くの皆様からのご支援をいただき、復興まちづくりに向け、着実に歩みが進んでいる。

「集中復興期間（平成 23 年度～27 年度）」、「第 1 期復興・創生期間（平成 28 年度～令和 2 年度）」の 10 年を通じ、地震・津波被災地域においては、国による大規模な公共投資は一段落し、本年 3 月 9 日に閣議決定された新たな復興の基本方針では、令和 3 年度～7 年度の 5 年間は「第 2 期復興・創生期間」と位置付けられ、復興の総仕上げの段階とされている。

しかしながら、被災地の復旧・復興が実現されるためには、期間にとらわれることのない柔軟な対応が必要不可欠である。

よって、今後とも、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けたきめ細かい取組を着実に進めるため、次の事項について、国に対して積極的に働きかけるよう要望する。

記

1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

震災からの復興を成し遂げるために必要な事業について、今後とも復興の進捗に応じ、財源を確実に措置すること。また、復興事業の加速化を進めているところであるが、今後は関連工事との工程調整等により復興・創生期間に完了しない一部のハード事業に加え、コミュニティの再生など新たなまちづくりの諸課題への継続した対応が必要なことから、被災規模や地域の実情に応じた復興まちづくりを実現するため、復興交付金の柔軟な運用を図るとともに、災害復旧事業並びに震災復興事業に係る震災復興特別交付税等の地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間、継続的な措置を講じるよう国に求めること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対して、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、加配教員による支援を継続するよう国に求めること。
- (2) 震災による PTSD を抱える児童生徒への対応等について、長期的な支援が必要不可欠であることから養護教諭も含めた加配の充実を図るよう国に求めること。
- (3) 被災児童生徒就学支援等事業について、令和 4 年度以降も全額国費による支援を継続する

よう国に求めること。

- (4) 被災者の孤立防止のための地域での見守りやコミュニティの活性化、心のケアを含む健康支援等の各種支援施策を被災自治体や被災者支援団体等が継続的、安定的に実施できるよう、被災者支援総合交付金の交付期間の延長またはそれに代わる補助金等の新設等、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うよう国に求めること。

3. 地域産業の復興・再生及び公共施設等の復旧支援について

防災集団移転元地の活用について、多額の財源調達が必要となり、第2期復興・創生期間の課題であることから、防災集団移転元地の土地利用を推進できる新たな補助制度を創設するなど、令和3年度以降の財政措置について、国に求めること。

4. 原発事故に対する対応について

- (1) 放射性物質で汚染された廃棄物や土壌、焼却灰等の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセスや仮置場・長期管理施設の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明するとともに、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の管理について、国が迅速に責任をもって対応するよう強く訴えること。また、指定廃棄物の長期保管に伴い、放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下に減衰しても、これまで国の指示のもと長期保管を強いられてきた地域感情を考慮し、指定解除することなく国が責任を持って最終処分するよう求めること。

8,000Bq/kg以下の一般廃棄物扱いとなる汚染廃棄物について、市町村が取組む処理に対し国が柔軟な対応と十分な負担を行うよう求めること。

- (2) 除染事業により発生した除染廃棄物や除去土壌の処分については、住民の強い不安感、拒絶感により進まない状況であることから、国が主体的に責任を持って説明するとともに、財政的、技術的支援に止まらず、国の責任において処分するよう求めること。

- (3) 汚染状況重点調査地域に指定され、除染対象とされた区域から生じた除去土壌の処分基準を定める省令の早期策定を求めるとともに、その処分先の確保について、国が主体的に責任を持って対応するよう求めること。

- (4) 原発被害をことさら福島県等に限定しないよう強くもとめること。東京電力に対しても、県境で区別せず、適切な損害賠償・費用負担を行うよう求めること。また、原発事故に起

因する農林畜産物、水産物に係る風評被害対策を国が責任をもって講じるよう求めるとともに、東京電力に対し損害賠償の拡大及び早期支払を求めること。さらに、観光業の風評被害については、福島県と同様の内容で損害賠償するとともに、東京電力に対しては、東北以外の地域からの観光客入込みに限った損害賠償対象を拡大し、震災後わずか1年間とした対象期間を将来にわたって認めるよう求めること。

- (5) イノシシ被害が年々拡大し、イノシシ自体が生息域を広げながら繁殖を続けている状況下においては、単一の市町村だけでの対策では限界があることから、県が主体となり、広域的な対策（駆除、防除及び処分等）を行うこと。また、「有害鳥獣捕獲事業」についても、捕獲したイノシシの放射性物質の濃度が基準値を超えているとして未だに出荷制限の対象となっており、埋設あるいは解体を経ての焼却処理をしなければならない状況にある。この結果、捕獲現場で解体作業に従事する地元猟友会の負担が大きくなっていることから、解体せずに処分可能な減量化処理施設設置への全額補助など、猟友会や農業者をはじめとした地域住民の負担軽減に向けた施策を行うこと。

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスによる感染症については、我が国でもワクチン接種が始まったものの、感染の収束は未だ見通せない状況にあり、国民生活に甚大な被害をもたらし続けている。

市民が日常生活を取り戻すためにも、医療・雇用・経済等の各分野における大胆かつ継続的、総合的な対策が必要であり、市町村が果たすべき役割は重要となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1. 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施

- (1) 人口が集中する都市部においては、十分かつ迅速な接種機会確保のために要する経費が膨大なものとなることを踏まえ、必要な経費についてはその全額を国費で措置するよう国に働きかけけること。
- (2) ワクチンの安定的な供給体制を確立すること。
- (3) 自治体が実施体制を構築するために必要な情報について迅速かつ具体的に提供すること。
- (4) 国民に対してワクチンに関する正確な情報提供を通じて接種勧奨をはかるとともに、国民の生命及び健康を守るために主体的に取り組むこと。
- (5) 新型コロナウイルスワクチンの接種に関し、医療スタッフの確保等で自治体間に差が生じないよう十分配慮すること。

2. 医療提供・検査体制の充実・強化

- (1) 感染の封じ込めを行うためには、国・県・市町村間での情報共有が必須であることから、市町村への情報提供は速やかに行うこと。
- (2) 一般医療機関への感染拡大を防止し、市民の安全・安心と地域医療を守るために、発熱初期段階から一般外来と分けて診察する発熱外来の設置が重要であるため、県内各ブロック単位（または各保健所（支所）圏域）で「地域外来・検査センター」の整備を推進するなど、必要な診療・検査体制の構築を行うこと。また、体制の構築に当たっては、市町村や郡市医師会と十分に調整を行うこと。
- (3) 新型コロナウイルスの院内感染リスクに関する過剰な報道により、医療機関が風評被害等

により診療対応が不可能とならないよう、適正な報道の在り方について検討し、報道機関に対しコンプライアンスを遵守させること。

3. 医療資器材の確保等

(1) 安全な医療提供体制維持のために、医療用マスクやガウン、手袋等の防護服や人工呼吸器等の医療用資器材が不足した場合、医療機関の求めに応じて必要な数量を確保できるようにすること。また、医療機関が医療用資器材を適正な価格で安定的に調達できるよう供給体制を確保すること。

特に感染症指定医療機関に対しては、優先的かつ安定的に必要数が供給されるよう、万全の対策を講じること。

(2) 救急搬送を担う救急隊等が使用するマスクや手指用消毒液、感染防止衣等の感染防止資器材については、これまで消防機関が調達し、隊員の感染防止策を講じてきたところであるが、感染拡大による対応の長期化に伴い、その経費が大きな負担となっていることから、感染防止資器材等の必要な数量確保のための財源措置を講じること。

4. 医療機関への財政支援

感染症指定医療機関や入院協力医療機関等の新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病院では、病棟の一部の病床を感染症患者に充てる場合であっても、院内感染を防ぐために病棟全体を感染症患者専用とせざるを得ず、また、新型コロナウイルス感染症患者を診療したことによる風評被害のため患者が減少し、大幅な減収となってしまう。

一方、最前線で新型コロナウイルス患者の治療に従事する医師、看護師に対し、処遇改善を目的として、診療報酬上の評価が3倍に引き上げられたが、減収分を補うには至らない状況である。入院患者を受け入れる病床の確保への財政支援など一定の措置が行われているところではあるが、地域医療の実情に応じた更なるきめ細やかな財政措置を講じること。

5. インフルエンザ予防接種費用の助成

新型コロナウイルス感染症のワクチンは16歳未満が接種対象外であり、治療薬については存在しない。地域の医療機関の負担軽減のために、インフルエンザの罹患者を減らし重症化を予防する必要がある。よって、任意接種となっている若年層のインフルエンザ予防接種費

用の補助制度を創設すること。

5. 介護・福祉支援

在宅介護家庭において、介護の担い手が新型コロナウイルスに感染した際の介護サービスについて、あらかじめ県が協力事業者を確保するなどサービス確保に努めるとともに、事例発生時に適切な対応を行うこと。

6. 地域経済・雇用対策

震災から10年の節目に、令和3年4月から6ヶ月間、東北6県が合同で行う広域デステイネーションキャンペーン（東北DC）が開催され、NHK朝の連続テレビ小説は本県が舞台となるなど、東北に一層の関心が寄せられることとなる。豊かな自然が残る東北地方の魅力を内外に発信し、国内他地区に比べ、最低レベルにある入込客数の増大につなげるため、アフターコロナも見据え、各種の事業実施に当たって国及び県による特段の財政支援を講じること。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大は、大都市部での生活の脆弱性や危険性を改めて浮き彫りするに至った。一過性の観光振興策とすることなく、東北への移住定住の契機となり、真の地方創生が実現できるよう、併せて特段の措置を求める。

原子力防災対策の充実強化等について

東北電力女川原子力発電所の再稼働について、県は国からの要請に理解を表明した。

原子力防災対策は、東北地方太平洋沖地震時の東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえれば、事故発生時の影響は広域に及ぶ可能性があるとともに、避難者の対応にあたっては県内の市町村が協力して実施する必要がある。

よって、原子力防災対策の充実強化等を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 広域避難計画の実効性をさらに高めるため、県が主体となって取り組むこと。
- 2 原子力災害時の防護措置について、避難や屋内退避の有効性等の考え方を、科学的根拠に基づき丁寧に分かりやすく広報すること。
- 3 市町村独自の原子力防災対策事業について十分な財政措置を講じること。特にモニタリングポストの設置等、防護対策のための資機材の整備・維持管理に係る財源措置を講じること。

地域医療の充実について

安全で安心な生活を送るためにには、地域医療の充実が不可欠であり、中でも、自治体病院は地域の中心的な病院として、一般医療や救急医療等で重要な役割を担っており、地域医療に欠かせない存在である。

また、高齢化に伴う疾病構造の変化、事故や災害の多発傾向、医療技術の進歩、住民意識の変化などにより、救急医療及び高度専門医療に対する住民のニーズが拡大してきているが、医師や看護師等の医療従事者の不足が深刻化している上、本県における救急医療施設及び高度専門医療施設の設置状況は県内二次医療圏毎に見ると必ずしも十分とは言えない。各圏域内でのこれら施設の設置等だけでなく、医療法の規定に基づき、五疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）や五事業（救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）、在宅医療に対応した医療分担及び地域医療連携体制の構築が強く望まれている。よって、地域医療の充実のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 自治体病院の役割に鑑み、経営環境の厳しい自治体病院の経営安定化のため、救急医療を始めとする不採算部門への支援、公立病院特例債の復活、独自補助制度の創設等、財政支援措置を拡充すること。
- 2 県内の二次医療圏毎に医療機関の機能分担による整備を行い、小児科・産科医師を集約化した拠点病院の整備を早期に行うとともに、地域の中核的病院及び災害拠点病院の整備・強化を図ること。
- 3 救急医療体制を維持・確保するため、二次救急患者の転院体制を構築するなどにより、二次救急医療体制の充実強化を図るとともに、救命救急センター運営に対する財政支援を行うなどにより、三次救急医療体制の充実強化を図ること。
また、夜間及び休日における適正受診を促すよう、更なる啓発を行うこと。
- 4 各医療圏の連絡調整のため、基幹病院、消防機関、市町村等で構成する連絡会議を設置するとともに、夜間の初期救急の維持に主体的に取り組むこと。
- 5 医師、看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の人員の確保及び地域偏在の是正等が図られるよう、医師派遣体制を充実させるとともに、自治医科大学等の入学定員の増員

や医師に一定期間地域医療従事を義務付ける等のシステムを早急に構築する等、各種支援措置を講じること。

また、「働き方改革」が呼ばれている中、医師をはじめとする医療従事者の労働環境の整備が喫緊の課題と捉えた上で、不足している小児科・麻酔科・産婦人科等の診療科の医師や救急医の確保、医療従事者の離職防止対策、養成制度の充実・支援及び復職支援対策等、医療体制の一層の整備を図ること。

- 6 医師会付属看護学校の卒業生の多くは、地元への定着率も高く、地域医療の充実に大きく貢献しており、地域医療の維持・確保にとって非常に重要であるが、人口減少や少子化の影響等により生徒数が減少するなど厳しい経営環境にあることから、看護学校を安定的・継続的に運営していくための財政措置の充実を図ること。

医療費助成制度の充実強化について

乳幼児医療費助成制度は、乳幼児の健全な発育を促進し、子育て家庭の経済的負担を軽減する重要施策として、都道府県の補助を受け、市町村事業として実施しているが、その内容は都道府県により異なっている。市町村においては、少子化が進む中で、独自に対象年齢を引き上げるなどの上乗せ助成が行われていることから、少子化対策に関する地域間格差が懸念される。制度にかかる費用については、本来の乳幼児医療費自己負担の5割、上乗せ助成部分は10割を市町村が負担しており、平成29年度からの宮城県の制度対象年齢の拡充も、各市町村が行っている上乗せ助成に比して十分なものとは言えず、依然として市町村の財政を圧迫している状況である。

また、母子・父子家庭医療費助成制度及び障害者医療費助成制度は、助成対象者等に対して、適切な医療提供の機会を確保するとともに経済的負担の軽減を図るものとして重要であり、欠かすことのできない制度であるため、制度の充実強化が求められている。

乳幼児医療費助成制度においては、県が中心となって県全体を調整した結果、医療機関等の窓口で自己負担額の支払いを必要としない現物給付方式が実施されているが、母子・父子家庭医療費助成制度及び障害者医療費助成制度においては、受給者が一旦自己負担額を支払い、その後、当該自己負担相当額の助成を受ける償還払い方式となっており、受給者にとって経済的負担となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 心身障害者医療費助成制度について、助成内容の充実強化を図ること。
- 2 市町村が行う乳幼児医療費助成事業への補助について、市町村が助成対象とする年齢に適合した基準を設けるとともに、受給対象者の所得制限の限度額を緩和すること。
- 3 母子・父子家庭医療費助成制度及び障害者医療費助成制度においても、助成金の支払方法を償還払いから現物給付方式に変更するよう、医療機関及び国保連合会に働きかけを行うなど、県全体の調整を図ること。

骨髓バンクドナー助成制度について

厚生労働省において、白血病等の疾病的根治的治療法である造血幹細胞移植に用いるための骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業等については「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」によって適正な実施等について規定されており、同法第5条において、地方公共団体の責務として、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策の策定と実施する責務を有することが定められている。

現在、骨髓バンクドナー助成制度は47都道府県中26都府県で実施されており、ドナーの他、ドナーを雇用する企業に対して助成を行う自治体もある。

法の規定にもあるように、自治体が骨髓バンクドナー制度の推進を果たすべき役割を担っていることは十分認識しているが、厳しい財政状況の中、必要な財源を確保することは非常に困難である。

本県においては、個人への休業補償として助成を実施している市町村に対して、1/2を補助する制度が存在するが、今後、骨髓バンクドナーを社会全体で推進するためには、個人に対する休業補償のみならず、休業補償を行う事業者に対しても助成できる制度設計とすることが求められる。

よって、ドナーを雇用している事業者への支援が可能となる補助金を交付するよう要望する。

不登校児童生徒対策の充実強化等について

宮城県の児童生徒の不登校の出現率は、全国平均と比較してかなり高い状況にある。このような中、県においては、「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」を実施し、不登校傾向にある児童生徒への初期対応や不登校児童生徒への自立支援を学校等と連携し、学校外における児童生徒の学校復帰支援体制の構築に対し市町村の支援を講じているところである。

しかし、現行の支援制度は、官民の連携や事業実施の効率的実施という観点においては、その運用に弾力性が欠けるところがあり地域の実情による多様な事業実施の選択肢を制限している状況である。

また、東日本大震災みやぎこども育英基金を財源とした事業ということで財源の枯渇により補助金が減額されていく予定とのことである。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業の実施においては、地域の実情に応じて、官民連携が可能となるよう補助事業の要件を緩和すること。
- 2 みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業の事業実施期間を延長し、市町村において継続的かつ計画的に児童生徒への支援が可能となるよう、育英基金という財源にこだわらず、必要な措置を講ずること。

強い農業の基盤づくりと有害鳥獣対策の強化に向けた予算確保について

宮城県は、古くから全国有数の米作地帯として栄え、「ササニシキ」、「ひとめぼれ」発祥の地であり、良質米の生産に努めている。ほ場整備事業実施地域においては、農事組合法人等が設立され、農地集積が進み地域農業の活性化が図られるとともに、大豆栽培が可能な汎用化水田の整備によって国内第2位の大豆作付面積を有している。また、平成29年には大崎地域の「大崎耕土」の伝統的水管理システムが評価され、世界農業遺産に認定され、世界に誇る地域資源を未来につなぐ取り組みを行っているところである。

今後、持続可能な農業を実現していくためには、農業の体质強化を図ることが不可欠であり、農地中間管理事業との連携を密にしつつ、市町村が農地の基盤整備を契機として農地集積し、農業経営体の育成などに努めていくため、強い農業づくりの基盤となる農地整備事業の着実な推進が必要である。とりわけ、農業農村整備事業関係予算については、補正予算と臨時・特別の措置を含めれば、過去に大幅な削減が行われた時期以前の水準まで回復していくものの、計画的な事業執行を行うため、当初予算における安定的な財源の確保を要望する。

また、近年はイノシシをはじめとした有害鳥獣による農産物の被害が多発し且つ、広域化しており、中山間地域を中心に深刻な問題となっている。このようなことから官民が協働し有害鳥獣の駆除、侵入防止のための防護柵の設置等に取り組んでいるが、鳥獣被害対策に要する市町村の財政負担の増大と有害鳥獣対策に係る担い手の不足等により、今後継続して被害防止対策を講じていくことが極めて困難な状況にある。

今後、強い農業づくりを推進する上で生産環境の整備とともに鳥獣被害防止総合対策交付金制度の一層の拡充を図るとともに、県が主体となり有害鳥獣の生息状況の的確な把握に努め、市町村の枠を越えた総合的な対策を実施するよう要望する。

みやぎ県北高速幹線道路の早期整備について

みやぎ県北高速幹線道路は、高速道路体系の縦軸となる東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を横軸として結ぶ地域高規格道路で、県北内陸部の登米・栗原圏域と三陸沿岸部の気仙沼・本吉圏域の地方中心都市相互の連携を強化し、産業・観光の活性化、物流の効率化、さらには、高次救急医療のアクセス道路としてなど、暮らしと命を守る重要な道路であり、地域の発展の基盤となる社会資本である。加えて、富県宮城を実現する道づくりにおいて核を担う道路でもあることから、早期整備が熱望されている。

また、東日本大震災においては、沿岸部と内陸部を結ぶ東西軸が広域的な復興支援に大きく寄与したことなどから、本路線が被災地の早期復興を支援する「復興支援道路」として位置づけられたこともあり、その重要性はますます大きくなっている。

現在、Ⅲ期区間（佐沼工区）については、復興財源により加速度的に重点的な整備が行われており、通常事業として連結許可された、みやぎ県北高速幹線道路と東北縦貫自動車道を結ぶ、（仮称）栗原インターチェンジについては、平成30年度に事業着手したところであるが、一日も早い事業完了に向けた取組が重要となっている。

一方、Ⅰ期区間とⅢ期区間に繋ぐⅤ期区間については、いまだ事業化されておらず、三陸縦貫自動車道との相互乗り入れにおいては計画も示されていない現状となっている。特に、Ⅴ期区間（北方バイパス区間）の整備は、県北地域の高速幹線道路体系のミッシングリンク解消のために必要不可欠であり、道路利用者の利便性向上、時間的短縮が図られ、県北地域の高速道路体系の更なる向上が見込まれる。

みやぎ県北高速幹線道路の全区間が高規格道路として整備されることは、宮城県北地域と岩手県南地域を視野に入れた広域的な連携に加えて、被災沿岸部の観光や産業振興にも大きく寄与する。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 東北地域の高速道路体系のさらなる向上のため、東北縦貫自動車道との相互乗り入れをする（仮称）栗原インターチェンジの早期整備を図ること。

- 2 県北地域の高速交通体系におけるミッシングリンクの解消に向け、V期区間（北方バイパス区間）の整備について早期事業化を図ること。
- 3 「復興支援道路」としての早期効果が図られるよう、現在整備が進められている事業区間に對して重点的な予算配分を図ること。

国道 398 号の整備促進について

国道 398 号は、宮城県石巻市を起点とし三陸沿岸地域から内陸部を経て秋田県由利本荘市に至る、太平洋と日本海を結ぶ幹線道路で、東北縦貫自動車道や湯沢横手道路につながるアクセス道路として機能しており、宮城・秋田両圏域の文化・経済交流はもとより、産業振興などにも大きく寄与している重要路線である。平成 23 年 7 月には栗駒山を中心とした豊かな自然資源、動植物、温泉、歴史と文化など多彩な観光資源を有する秋田県湯沢市、宮城県栗原市、岩手県一関市及び秋田県東成瀬村の 3 市 1 村により「ゆっくりひとめぐり栗駒山麓連絡会議」を設立し、観光振興について、県域を越えて広域的に連携して地域の活性化に取り組んでいる。

宮城・秋田の県境区間は、山間豪雪地域のため冬期期間通行止めとなることから、産業活動に大きな影響を及ぼし、地域経済振興の阻害要因となっている。平成 23 年に発生した東日本大震災においては、道路は、救援活動や物流面で、まさに国民の命と生活を守る重要な社会基盤であることが再認識されたところであるが、冬期閉鎖は、緊急時の災害対応への重い足かせとなっている。

よって、冬季期間通行止めとなる宮城県栗原市花山から秋田県湯沢市皆瀬までの区間について通年通行が確保できるよう、道路整備に係る予算を十分確保した上で、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 雪崩の発生する可能性が高い区間における防雪対策など、安全な通行を確保するための対策を講じた上で、冬季通行止めとなる区間について通年通行ができるよう、調査・検討を推進し、早期実現を図ること。
- 2 未改良区間及び自歩道の未整備区間の道路整備を図ること。

県央地域の交通網の整備について

県央地域は、東北で唯一の政令指定都市である仙台市を中心に本県の人口の約半数が生活しており、本県はもとより東北地域における文化・経済・教育の中心地である。また、近年では、企業の進出が大変活発であり、宅地化も進行していることから、人口増加に伴う各種インフラの整備が急務となっている。そのため、渋滞緩和や公共交通網の利便性の向上が強く求められている。

都市計画道路宮沢根白石線は、仙台市若林区河原町地区から南光台地区を経て、富谷市を経由して仙台市泉区寺岡地区に至る幹線道路であり、公共交通を中心とする交通体系や災害時の緊急輸送道路、そして、都市活動を支える道路ネットワークとして各地区を有機的に結ぶ幹線道路であり、国道4号等の渋滞緩和や公共交通の利便性向上が期待される。

また、県道大衡仙台線（都市計画道路北四番丁大衡線）は、大衡村の国道4号を起点として大和町を通り、仙台市青葉区の国道48号に至る路線であり、大和町と仙台市中心部を結ぶ区間の整備が完了したことにより、国道4号や県道仙台泉線などの補完的機能を有するなど、仙台都市圏の交通体系の骨格を形成する幹線道路である。しかしながら、国道4号へ連絡する道路は、富谷市以北においては団地内の既存道路が主であることから、交通渋滞が懸念されている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 都市計画道路宮沢根白石線の未整備区間である富谷市明石地内の整備を早急に行うこと。
- 2 地域高規格道路の候補路線として検討されている仙台北部道路富谷インターチェンジ（国道4号）から西に延びる自動車専用道路について、県道大衡仙台線までの区間の整備を行うこと。

県南地域の交通網の整備について

県南地域は、山形県、福島県と県境を接し、交通の要衝として、藩政時代より南の玄関口として栄えている。また、東北で唯一の国管理空港である仙台空港を有することから、本県のみならず、東北の玄関口としてその存在感は増している。しかしながら、日本海側での大規模災害による被災に対して、仙台空港と日本海側を結ぶ緊急輸送路が脆弱である。

また、令和元年に発生した東日本台風では、県南地域の各地において、河川の氾濫や道路の寸断が発生し、住民生活に多大なる被害をもたらしており、今なお、復旧工事に努めているところである。したがって、災害時における緊急避難路や救援・救護道路の整備の観点からも、県南地域の交通網の整備が求められているところである。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 東北縦貫自動車道及び国道4号と常磐自動車道及び国道6号を連結する広域道路（交流促進型）を地域高規格道路として、早期に整備すること。また、環太平洋経済圏と環日本海経済圏の交流促進を図るために、新潟、山形、宮城及び福島の各県を結ぶ国道113号を早期に整備すること。併せて、国道113号と一般県道佐倉北郷線の交差部が円滑に通行ができるとなるよう改良を行うこと。
- 2 国道349号の主要地方道路白石柴田線との接合部分では、国道349号が従道路となっているため、通勤時間帯において、渋滞を引き起こしていることから、国道349号を主道路とする改良工事を行うこと。また、福島県境までの道路拡幅整備を県管理から国による直轄権限代行事業として、早急に行うこと。併せて、歩道未整備区間においては、歩行者、自転車通行者が安全に通行できるよう自歩道の早急な整備を行うこと。

三陸沿岸部の道路交通網の整備について

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、内陸部から三陸沿岸地域へアクセスする「くしの歯形」の救援ルートが被災地への救急活動や救援物資の輸送道路として有効に機能し、国道 284 号は、まさに「命を守る道路」として重要な役割を果たした。

国道 284 号は、平成 31 年 4 月に国土交通大臣が指定する重要物流道路の代替・補完路に指定され、平常時・災害時を問わず安定した輸送の確保が求められており、さらに、「三陸復興国立公園」や「平泉の文化遺産」といった広域的な観光交流拠点を結んでいるほか、三陸沿岸道路と東北自動車道や東北新幹線を結ぶルートにもなっており、所要時間の短縮はもとより、災害に備えたリダンダンシーの確保や大型車両の安全なルートの確立が急務となっていることから、早期高規格化が強く望まれている。

県最北端に位置する唐桑地区では、東日本大震災の際に至る所で道路が寸断され、長期間孤立状態が続くなど、災害時や緊急時の輸送路・搬送路に関して、常に交通上の支障の発生が危惧されることから、唐桑地区と鹿折地区を結ぶ主要地方道気仙沼唐桑線「気仙沼・唐桑最短道」の未整備区間（舞根～浪板）の早期事業化が強く望まれている。

また、この未整備区間においては、これまでもたびたび雪による通行止めや昨年 4 月に発生した国道 45 号の法面崩落事故に伴う渋滞など、事故や災害のたびに通行に大きな支障が生じており、全面改良を前提とした待避所の設置などの対策工事が、安全・安心な地域の生活路線の確保として、喫緊の課題となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 国道 284 号の高規格化の早期実現を図ること。
- 2 唐桑地区と鹿折地区を結ぶ主要地方道気仙沼唐桑線「気仙沼・唐桑最短道」の未整備区間（舞根～浪板）の早期事業化を図ること。併せて、完成までの応急対策として、未整備区間に待避所等を設置し道路交通環境の改善を図ること。

仙台塩釜港（石巻港区）の整備促進について

仙台塩釜港（石巻港区）は、東北地方における紙・パルプ、木材、飼料等の生産、供給拠点であり、本県北部の産業振興に大きく寄与するとともに、石巻圏域の雇用を支える重要な場所である。

震災以降、石巻地域をはじめとした本県沿岸部の人口減少は著しく、特に若者の首都圏及び仙台圏への流出が大きな課題となっている。若者の流出抑制には、雇用の安定した維持・確保が必要であり、地域経済の拠点である石巻港区に立地する企業各社が競争力を強化し、更なる成長を果たしていくためには、港湾機能の一層の強化が必要不可欠である。

また、震災を教訓とし、全ての方々が安心して港を利用するための環境整備のほか、有事の際には、防災拠点としての機能を併せ持つ「災害に強いみなとづくり」の実現が重要である。

さらに、地域経済の活性化と交流人口の拡大に繋がるクルーズ船の誘致は、地方創生を推進する重要な手段の一つであるが、新型コロナウイルス感染拡大によるクルーズ船の運航中止が相次ぎ、当地域への訪日観光客は大幅に減少していることから、事態収束後には、特に大きな打撃を受けた観光産業を早期に復活させるため、これまで以上にクルーズ船の誘致活動を推進するとともに、受入環境の整備が必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 仙台塩釜港（石巻港区）と企業各社が更なる発展を遂げるため、港湾整備に必要な予算を確保すること。
- 2 入港する船舶の大型化や企業動向など、港湾を取り巻く環境の変化に対応するため、航路・泊地の更なる水深確保、大水深岸壁の整備などに向けた、日和埠頭、雲雀野南埠頭などの港湾計画変更に向けた検討を行うこと。
- 3 仙台塩釜港の港湾機能の一層の強化のため、石巻港区の新たな港湾利用について調査・検討を行うこと。
- 4 新型コロナウイルス収束後のインバウンド（クルーズ船）誘致に向けた支援を行うこと。

5 クルーズで訪れる観光客に対する質の高いサービスの提供に向け、天候の影響を受けないクルーズターミナルビルを雲雀野北地区に整備すること。

一級河川迫川流域に係る総合的な治水対策事業等の実現について

治水は、市民の生命、財産を守る上で最も重要な施策であり、安全・安心な地域づくりに欠くことができない。

迫川流域の治水対策は、昭和 7 年に着手し、長沼ダム整備事業を基幹として着実に整備が進められているものの、平成 14 年 7 月の台風 6 号の集中豪雨では、二迫川は堤防決壊、迫川は堤防越流するなど、周辺家屋や農地への洪水被害は甚大であった。

近年、台風の大型化や気候変動の影響を受け、大雨による河川氾濫や浸水などが増加傾向にあり、最近では、平成 21 年 10 月の台風 18 号や平成 25 年 7 月の集中豪雨、さらには、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨、令和元年 10 月の令和元年東日本台風による大雨により甚大な被害が発生し、住民の生活及び事業者の活動にも多大な影響を及ぼした。

よって、今後さらに発生する集中豪雨などの自然災害に対処するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

- 1 長沼ダムが供用を開始し、その機能が十分發揮されたことを受け、その上流域全般の河川を「迫川圏域河川整備計画」の重点区域に位置づけ、計画を前倒しして実施すること。
- 2 花山ダムや栗駒ダムの堆積土砂について、洪水調整や利水補給機能に影響を与えることのないよう、継続的に土砂撤去を行うなど貯水池の適切な運用に努めること。
- 3 中州への土砂堆積や支障樹木が発生することのないよう、土砂浚渫や支障樹木の撤去など適切な維持管理による通水能力の確保に努めること。
- 4 本流と支流の合流地点での破堤や越流による被害が多発したことから、河川合流地点の堤防の点検と築堤や護岸整備などの機能強化を早急に実施すること。

宮城県における水道事業の広域化推進について

現在の水道事業は、水需要の減少による収入の減少と、施設の老朽化による更新という問題を抱え、経営環境は厳しさを増している。各自治体の水道事業では、安全で安心な水道水を安定的に供給し続けるための経営努力を続けているが、特に山間部を含む給水人口5万人以下の小規模事業では、将来的に事業存続が極めて困難になることが予測される。しかし、厳しくなることが分かっていても、そもそも小人数しかいない水道職員では、日常業務で手一杯なのが現実である。

このことに対処し、給水を継続し住民の生活を守るために、水道事業の規模拡大による基盤強化しか選択肢はないと考えられる。例として、岩手県で平成26年に広域統合を行った岩手中部水道企業団は、用水供給事業を行っていた旧企業団と、北上市などの2市1町による4事業体で立ち上げたものである。広域化により水源の相互融通による施設の効率的な運用、財政力・資金力の強化、人材の確保と技術の継承などが可能になったとされている。

宮城県では水道事業広域化連携検討会を設置し、水道基盤強化計画策定に向けた広域化シミュレーションを行った。今年度は先進事例の取組みを支援し、広域連携の姿を設定したいとしているが、小規模水道事業の体力は年々減少しており、検討に時間をかける余裕は無くなりつつある。小規模事業体の広域化については、県の強力なリーダーシップが必要であり、用水供給事業の仙南・仙塩広域水道を中心とした、広域統合による企業団設立の可能性も含め、広域化に向けた検討を具体的かつスピードアップして進めるよう要望する。